

太田市交通遺児等の入学祝金等の額を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通遺児及び労働災害遺児入学祝金等贈呈規則（平成24年太田市規則第27号。以下「規則」という。）第5条に規定する市長が定める太田市交通遺児等入学祝金（以下「入学祝金」という。）及び太田市交通遺児等援助金（以下「援助金」という。）の額について、必要な事項を定めるものとする。

(入学祝金等)

第2条 規則第5条に規定する入学祝金及び援助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校の入学祝金 小学校に入学する遺児（規則第2条第1号に規定する遺児をいう。以下同じ。）1人につき5万円
- (2) 中学校の入学祝金 中学校に入学する遺児1人につき5万円
- (3) 高校の入学祝金 高校に入学する準遺児（規則第2条第2号に規定する遺児をいう。以下同じ。）1人につき5万円
- (4) 大学等の入学祝金 大学等に入学する準遺児1人につき10万円
- (5) 援助金 遺児1人につき年額1万円

(その他)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成24年4月1日以降に入学する場合（高等専門学校4年次に進級する場合を含む。以下同じ。）の遺児及び準遺児に係る入学祝金及び援助金について適用し、同日前に入学する場合の遺児及び準遺児に係る入学祝金及び援助金については、なお従前の例による。